

7土第504号
令和8年2月17日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

建設業法施行規則等の一部改正について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、経営事項審査の審査基準の改正を踏まえた本県における経営事項審査等評価申請及び再審査申立てについては、追ってお知らせします。

つきましては、当該通知の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【改正の概要】

○経営事項審査における社会性等（W）の評価項目の改正（令和8年7月1日施行）

①社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入の有無

現行の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の審査項目を削除する。

②建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」を審査項目に追加する。

③建設機械の保有状況

建設機械の保有状況の加点対象建設機械に、「アスファルト・フィニッシャ」、「不整地運搬車」を追加する。

○経営事項審査におけるその他の審査項目（社会性等）の評価の算出（令和8年7月1日施行）

①社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入の有無

「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の審査項目の削除に伴い、各審査項目に係る減点（-15点）を削除する。

②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

「全ての建設工事で実施」している場合は10点を加点することとし、「全ての公共工事で実施」している場合は5点を加点することとする。

なお、本改正により現行の加点幅が縮減された加点となるため、現行の加点で審査を受けたい場合は、令和8年7月1日より前に申請するよう留意すること。

③建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

加点要件を満たしている場合は、5点を加点する。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp